2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有し、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

①　単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　下記の条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は下記の㋐及び㋑の条件を、代表者以外の構成員は下記の㋐または㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は下記の㋐の条件を満たし、鋼橋上部工工事を施工する構成員は下記の㋑の条件を満たさなければならないものとする。

㋐　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成23・24年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　ＰＣ橋上部工工事の有資格者は平成９年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した㋐同種工事(Ⅰ)のａ）の施工実績を有し、鋼橋上部工工事の有資格者は平成９年度以降に、元請として完成した㋐同種工事(Ⅱ)のｂ）及びｃ）の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事または類似工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事

(Ⅰ)　ＰＣ橋上部工工事

ａ）固定支保工により架設した最大支間長40m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む。）連続箱桁橋の工事

(Ⅱ)　鋼橋上部工工事

ｂ）鋼連続箱桁（新設橋）の工場製作

ｃ）クレーンベント架設工法により架設した最大支間長70m以上を有する鋼連続箱桁新設橋の工事

ただし、特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事(Ⅰ)ａ）及び㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）または㋐同種工事(Ⅰ)ａ）及び㋑類似工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有し、代表者以外の構成員は、各構成員が有するＰＣ橋上部工工事または鋼橋上部工工事の資格に対応する工種の同種工事または類似工事のうちいずれか１つの施工実績を有すること。なお、代表者が㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有さない場合は、代表者以外の構成員が㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有すること。

また、特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、ＰＣ橋上部工工事の有資格者は㋐同種工事(Ⅰ)ａ）の施工実績を有し、鋼橋上部工工事の有資格者は㋐同種工事(Ⅱ)ｂ）、ｃ）の施工実績を有すること。

㋑　類似工事

(Ⅰ)　ＰＣ橋上部工工事

ａ）固定支保工により架設したＰＣ（ＰＲＣを含む。）連続箱桁橋の工事

(Ⅱ)　鋼橋上部工工事

ｂ）鋼連続箱桁（新設橋）の工場製作

ｃ）クレーンベント工法により架設した鋼連続箱桁新設橋の工事

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事及び鋼構造物工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成９年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

特定建設工事共同企業体（甲型）の代表者は同種工事の全てを有し、代表者以外の構成員は、各構成員が有するＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事の資格に対応する工種の同種工事の実績を有する技術者を配置できるものとする。